

## 文京区障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱

平成23年4月 1日22文福障第2642号区長決定  
平成24年3月30日23文福障第2603号一部改正  
平成25年3月29日24文福障第2743号一部改正  
平成26年3月24日25文福障第11232号一部改正  
平成28年3月16日27文福障第2734号一部改正  
令和5年3月31日2022文福障第3116号一部改正  
令和5年10月23日2023文福障第1708号一部改正  
令和6年5月22日2024文福障第307号一部改正  
令和7年2月20日2024文福障第2861号一部改正  
令和7年5月1日2025文福障第248号一部改正  
令和8年4月27日2026文福障第156号一部改正

### (目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを実施するために社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般財団法人（公益財団法人を含む。）、一般社団法人（公益社団法人を含む。）、医療法人、学校法人又は宗教法人（以下「法人」という。）が区の区域内（以下「区内」という。）に設置する指定障害福祉サービス事業所（法第36条第1項の規定により東京都知事が指定したサービス事業所をいう。以下「事業所」という。）の運営に要する費用の一部を補助することにより、サービス利用者の福祉の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）において使用する用語の例による。

### (補助対象者)

第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「補助対象事業」という。）のいずれか一つ以上を行う区内の事業所（障害者支援施設を除く。）を設置し、かつ、適正に運営している法人とする。ただし、法第41条の2第1項の申請に係る法第29条第1項の指定を受けた指定障害福祉サービス事業者及び文京区重症心身障害児（者）通所事業運営費補助金交付要綱（27文福障第1602号）第2条に規定する補助対象事業所を運営している事業者を除く。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の事業所の運営に要する経費とする。

### (補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、次に掲げる額の合計額とし、補助対象経費の実支出額を上限に、予算の範囲内で交付する。

#### (1) 基本補助額

- (2) メニュー選択式加算額
- (3) 障害者等雇用加算額
- (4) 第三者評価の受審経費補助額

2 前項第1号の基本補助額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に、当該事業所の各月初日の現員（在籍者数をいう。以下この項から第4項までにおいて同じ。）の数を乗じて得た額（現員が定員を上回るときは、定員数を乗じて得た額）。次項及び第4項において同じ。）とする。

- (1) 東京都の福祉サービス第三者評価（以下「第三者評価」という。）を3年間（当該年度及び過去2年度の期間をいう。以下この項において同じ。）に1回以上受審している事業所 17,000 円
- (2) 第三者評価を3年間に1回も受審していない事業所 8,000 円

3 前項の規定にかかわらず、新たに開設した事業所の基本補助額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（開設した年度から翌年度までの期間にあっては、受審の有無にかかわらず、第1号に定める額）に、当該事業所の各月初日の現員の数を乗じて得た額とする。

- (1) 第三者評価を3年間（開設した年度からその翌々年度までの期間をいう。以下この項において同じ。）に1回以上受審している事業所 17,000 円
- (2) 第三者評価を3年間に1回も受審していない事業所 8,000 円

4 第1項第2号のメニュー選択式加算額は、72,000 円に事業所（次に掲げる要件のうち3つ以上に該当するものに限る。）の年度初日の現員の数を乗じて得た額とする。

- (1) 前年度末日時点で、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める利用者を基本補助額の算定者数の30%以上受け入れていること。

ア 生活介護 障害支援区分4から6まで（満50歳以上の者にあつては、3から6までの利用者。ただし、障害支援区分4（年齢が満50歳以上の者にあつては、3）の場合については、厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）別表に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目がみられる頻度等をそれぞれ同表の0点から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が10点以上である場合に限る。

イ 自立訓練、就労継続支援A型、就労継続支援B型及び就労移行支援 アの要件を満たす利用者、別表第1に定める程度の障害を持つ利用者又は障害基礎年金1級を受給している利用者

- (2) 前年度末日時点で別表第2に定めるいずれかの医療的ケアを要する利用者を1人以上受け入れていること。
- (3) 当該年度の初日時点でグループホームのバックアップを行う事業所（原則として、事業所の指定において連携体制等として登録をされているものをいう。）として指定されていること。
- (4) 直近4年間のいずれかの年度で別表第3に定める就労移行実績（就労継続支援B型にあつては、当該就労移行実績又は別表第4に定める直近3年間のいずれかの年度で達成すべき工賃実績（以下「達成工賃」という。））を達成していること。
- (5) 前年度に障害者支援施設から退所して1年以内の利用者又は医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床から退院して1年以内の利用者（当該精神病床に1年以上入院していた者に限る。）を1人以上受け入れていること。
- (6) 当該年度及び当該年度から起算して過去2か年度に別表第5に定める研修を受講した事業所の職員が1人以上おり、かつ、年度ごとに事業所内で研修（同表に定める研修を

踏まえたものに限る。)を実施していること。

- 5 前項の場合において、同項第2号に掲げる要件に該当するときは、98,000円に前年度の医療的ケアを要する利用者の数を乗じて得た額を別途算定し、メニュー選択式加算額に加算するものとする。
- 6 第1項第3号の障害者等雇用加算額は、次の各号のいずれかに該当する者(特定就職困難者雇用開発助成金その他の助成金の対象となる者を除く。)を職員配置基準以外に雇用し、かつ、その総雇用時間が400時間以上である事業所について、総雇用時間数に応じて別表第6に定める額とする。
  - (1) 身体障害者手帳、東京都愛の手帳交付要綱(42民児精発第58号)の規定に基づく愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
  - (2) 満65歳以上70歳未満の者
  - (3) 母子家庭の母又は寡婦(父子家庭の父等を含む。)
- 7 第1項第4号の第三者評価の受審経費補助額は、当該年度に第三者評価を受審するために事業所が評価機関に対して支払った額と60万円を比較していずれか少ない額とする。  
(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、文京区障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)に関係書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 区長は、前条の規定により、補助金の交付申請があったときは、申請書及び関係書類を審査し、交付の適否を決定しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定により、補助金の交付の適否を決定したときは、文京区障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付決定通知書(別記様式第2号)又は文京区障害者日中活動系サービス推進事業補助金不交付決定通知書(別記様式第3号)により、申請者に対して通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第8条 補助金は、交付決定額を四半期に分けて交付するものとする。

(変更等の申請)

第9条 補助金の交付決定を受けた補助対象者(以下「交付決定者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、文京区障害者日中活動系サービス推進事業補助金変更交付申請書(別記様式第4号)又は文京区障害者日中活動系サービス推進事業補助事業廃止(中止)申請書(別記様式第5号)に関係書類を添えて区長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象事業の内容を変更(軽微なものを除く。)しようとするとき。
- (2) 補助対象事業を廃止し、又は中止しようとするとき。

(変更交付等の決定)

第10条 区長は、前条の規定による変更の申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、補助金を変更して交付することが適当であると認めるときは文京区障害者日中活動系サービス推進事業補助金変更交付決定通知書(別記様式第6号)により、補助金を変更して交付することが適当でないと認めるときは文京区障害者日中活動系サービス推進事業補助金変更却下決定通知書(別記様式第7号)により、交付決定者に通知するものとする。

2 区長は、前条の規定による廃止又は中止の申請があった場合において、当該事業の廃止又は中止が適当であると認めるときは、文京区障害者日中活動系サービス推進事業補助事業廃止（中止）承認書（別記様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の実績報告）

第11条 交付決定者は、事業の終了後速やかに文京区障害者日中活動系サービス推進事業補助金実績報告書（別記様式第9号）により、区長に対して事業の実績を報告しなければならない。

（補助金の確定）

第12条 区長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金交付決定の内容に適合すると認めるときは、文京区障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付額確定通知書（別記様式第10号）により、交付決定者に対して通知するものとする。

（補助金交付決定の取消し）

第13条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消す。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容に違反したとき。

2 前項の規定は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

（補助金の返還）

第14条 区長は、第12条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているとき又は前条の規定により補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消したときは、期限を定めて補助金の返還を命じるものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、文京区補助金等交付規則（昭和49年12月文京区規則第44号）に定めるところによるものとし、その他必要な事項については、福祉部長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成22年度において東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けていない事業所の基本補助額の算定に係る額については、第5条第1号ア及びイの規定にかかわらず、平成23年度から平成25年度までは17,000円とする。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。  
(令和5年度におけるメニュー選択式加算額の特例)
- 2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、次の各号のいずれにも該当し、別に定める誓約書を提出した事業所については、第5条第4項中「72,000円」とあるのは「36,000円」と、同条第5項中「98,000円」とあるのは「49,000円」と読み替えるものとする。
  - (1) 令和4年度にメニュー選択式加算を算定していること。
  - (2) 令和5年度に第5条第4項各号に掲げる要件のうち二つ以上に該当していること。
  - (3) 令和6年度に第5条第4項各号に掲げる要件のうち三つ以上に該当する見込みであること。
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、就労継続支援B型における目標工賃については、別表第4の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

平均工賃(令和元年度実績)	令和2年度から令和4年度までの いずれかで達成すべき工賃額
16,154円以上の事業所	14,777円(令和2年度の平均工賃)以上かつ前年度から1割増
16,154円未満の事業所	14,777円(令和2年度の平均工賃)以上

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。  
(令和6年度における工賃実績の特例)
- 2 令和6年度に限り、別表第4に定める平均工賃(令和4年度実績)(「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針(令和6年3月29日改正障発0329第42号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に定める計算方法(以下「新計算方式」といい、改正前の計算方法を「旧計算方式」という。)により算定する。)について、新計算方式での算定が困難な場合は、旧計算方式で算定した工賃実績に係数「1.31」を乗じることにより新計算方式で算定した工賃実績とみなすことができる。
- 3 令和6年度に限り、前項により別表第4に規定する達成工賃を達成できない場合において、達成工賃を旧計算方式で算定することができることとする。この場合において、旧計算方式での算定が困難な場合は、新計算方式で算定した工賃実績に係数「1.31」で除することにより旧計算方式で算定した工賃実績とみなすことができる。
- 4 前項の場合において、別表第4に規定する平均工賃(令和4年度実績)は旧計算方式で

算定することとし、別表4にある「21,489円」は「16,320円」と読み替えるものとする。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。  
(令和8年度から令和11年度までにおける障害者等雇用加算額に係る経過措置)
- 2 令和8年度から令和11年度までにおける、第5条第6項第2号に規定する障害者等雇用加算額の加算対象者については、同号の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

令和8年度	満61歳以上66歳未満の者
令和9年度	満62歳以上67歳未満の者
令和10年度	満63歳以上68歳未満の者
令和11年度	満64歳以上69歳未満の者

別表第1 (第5条関係)

障害者の区分	障害の程度
知的障害者	精神発育の遅滞の程度が最重度以上のもの
身体障害者	身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表のうち、一級以上の障害のあるもの
精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める障害等級のうち、一級のもの

別表第2 (第5条関係)

医療的ケアの内容
1 人工呼吸器(鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置及び高頻度胸壁振動装置を含む。)の管理
2 気管切開の管理
3 鼻咽頭エアウェイの管理
4 酸素療法
5 吸引(口鼻腔・気管内吸引)
6 ネブライザーの管理
7 経管栄養
8 中心静脈カテーテルの管理(中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬等)
9 皮下注射
10 血糖測定(持続血糖測定器による血糖測定を含む。)
11 継続的な透析(血液透析、腹膜透析を含む。)
12 導尿
13 排便管理
14 痙攣時の坐剤挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動等の処置

別表第3 (第5条関係)

事業名	直近4年間のいずれかの年度で達成すべき一般就労へ移行する者の目標値	備考
生活介護	令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上	令和3年度の移行実績がない場合、直近4年間のいずれかの年度で2人以上の移行実績があれば、これを満たすものとする。
自立訓練	令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上	
就労継続支援A型	令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上	
就労継続支援B型	令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上	
就労移行支援	令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上	

別表第4（第5条関係）

平均工賃（令和4年度実績）※	直近3年間のいずれかの年度で達成すべき工賃実績
21,489円以上の事業所	平均工賃以上かつ前年度から1割増
21,489円未満の事業所	平均工賃以上

※「「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針」（令和6年3月29日改正障発0329第42号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定める計算方法で算定するものとする。

別表第5（第5条関係）

東京都が指定する研修
障害福祉サービス等事業者に対する経営管理研修
障害福祉サービス等事業者に対する経営管理研修「障害福祉サービス等人材育成・定着支援セミナー（研修動画配信）」
障害者虐待防止・権利擁護研修【障害者福祉施設等職員研修（講義部分）】
障害者虐待防止・権利擁護研修【障害者福祉施設等職員研修（演習部分）】
東京都障害者ピアサポート研修
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）
強度行動障害支援者養成研修（実践研修）
医療的ケア児等受入促進研修
マッチングスキル等向上研修
医療機関連携スキル向上研修
定着支援研修
工賃アップセミナー 基礎編

工賃アップセミナー 応用編
工賃アップセミナー 体験編
経営維持向上セミナー

別表第6（第5条関係）

総雇用時間数	補助金額（事業所当たり年額）
400 時間～799 時間	435,000 円
800 時間～1,199 時間	726,000 円
1,200 時間～1,599 時間	1,016,000 円
1,600 時間～1,999 時間	1,306,000 円
2,000 時間～2,399 時間	1,597,000 円
2,400 時間以上	1,887,000 円